

## 地方公共団体における公文書管理や市町村連携の取組

# 沖縄県公文書館による 市町村等公文書管理支援活動

### 【主な内容】

- 公文書管理支援活動を行う訳
- 沖縄県文化振興会による「公文書管理支援事業」
- 沖縄県公文書館による公文書管理支援活動
  - ✓ 公文書管理のノウハウの普及
  - ✓ 組織文化づくりの啓発

2022年9月29日（木）

沖縄県公文書館指定管理者



（公財）沖縄県文化振興会

公文書管理課 仲本和彦

# 27年に及んだアメリカ統治の終焉から50年



WHAT IS PAST  
IS PROLOGUE

WHAT IS PAST  
IS PROLOGUE

“過去は未来の始まり”

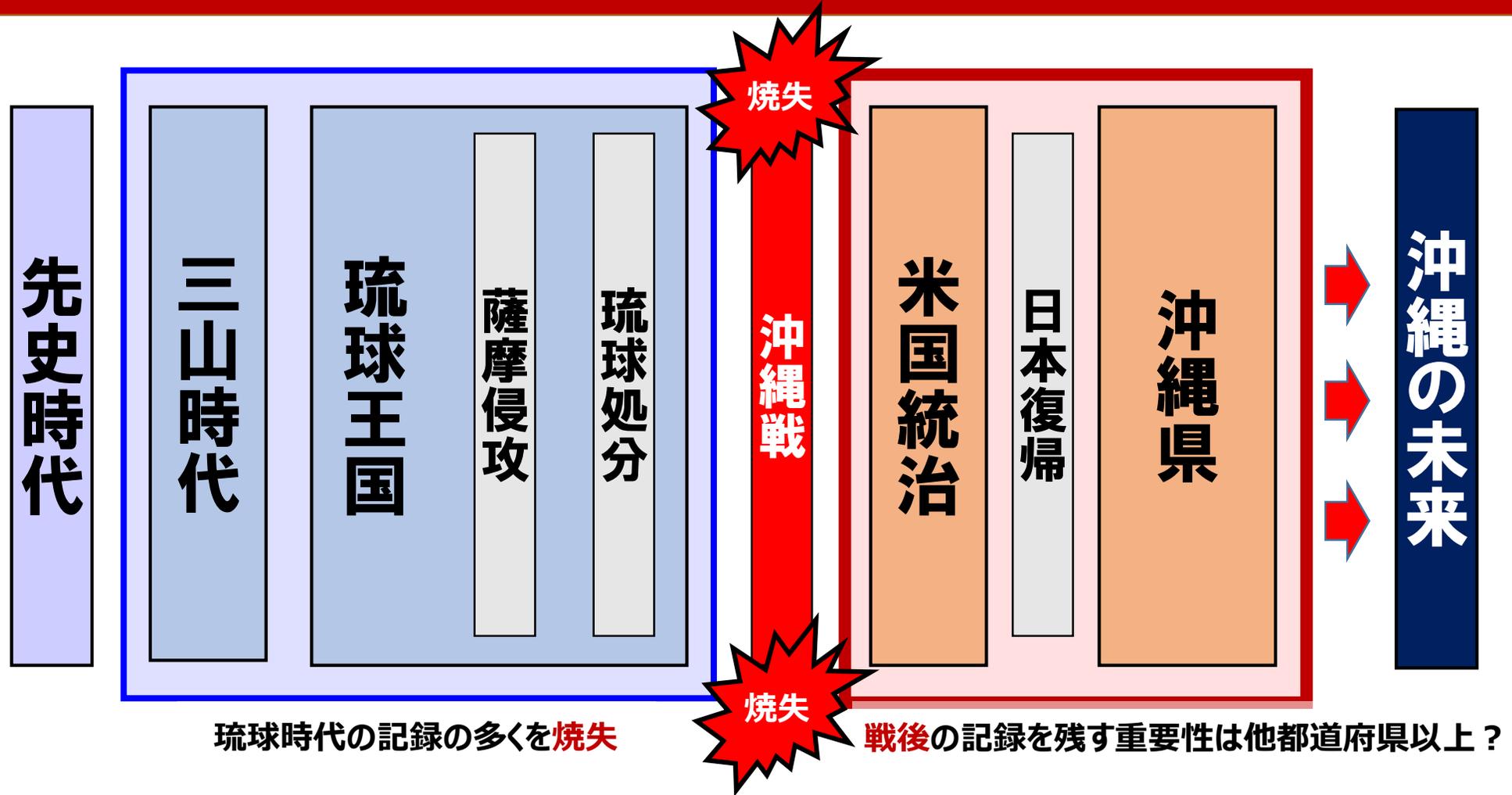
米国国立公文書館 (NARA)

“—— NARAはアメリカが100年後も民主的な社会でいられるかどうかの鍵を握っている。

・・・公文書館の活動の停滞は、民主主義の停滞を意味する。”

ジョン・カーリン  
第8代合衆国アーキビスト

# 「記録なくして、歴史なし」



沖縄の歴史を次世代に残す“島ぐるみ”の取り組み

# 「残そう未来へ 地域の歩み」

沖縄にとって歴史的な記録を残すということは特別な意味を持つ。

というのも、沖縄は琉球王国の成立以来、薩摩侵攻、琉球処分、沖縄戦、米国統治、日本復帰など、きわめて特異な歴史を持つものの、沖縄戦により戦前までの記録のほとんどを消失してしまったからだ。その結果、現存する記録の多くは戦後のものである。しかし、それらの記録も日本復帰前のものが不用意に捨てられてしまうなど、沖縄の歴史を継承していくうえで極めて危機的な状況が散見される。

また、2009年（平成21）には国において公文書管理法が制定され、公文書等は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けられ、「現在及び将来の国民に対し説明責任を果たす」必要性が明記された。

同法は各自治体に対しても、国と同様の施策を策定し、実施するよう求めている（公文書管理法第34条）。

そのような状況に鑑み、沖縄県文化振興会は、これまで長年にわたり沖縄県公文書館の管理運営で培ってきた経験とノウハウを生かし、県内市町村が歴史公文書を適切に保存し、住民が利用できるよう、平成31年度より支援活動を始めた。公文書はまちづくりを支える地域住民共有の知的資源である。まだ端緒についたばかりではあるが、私たちの子や孫のため、県内市町村における公文書管理制度の充実が図られるよう地道に活動を続けていきたい。

『沖縄県市町村公文書管理支援事業報告書～残そう未来へ 地域の歩み～』  
（令和3年3月発行）「おわりに」より

# 沖縄県文化振興会と公文書管理支援事業

2019年（令和元）8月～2022年（令和4）3月

- ① 各市町村の**文書管理ルール**を収集、分析し、課題を明らかにする。
- ② 各市町村への**アンケート調査**を実施し、文書管理及びアーカイブズに関する課題を明らかにする。
- ③ 市町村の文書管理担当者を対象に公文書管理の重要性と課題共有化のための**シンポジウム**を開催する。
- ④ アンケート調査等の結果を基にヒアリング調査を実施し、課題を整理するとともに課題解決に向けた取り組み方法を構築する。**（個別相談）**
- ⑤ 最小の経費で公文書館機能を実現する**ミニマムモデル**を考案する。
- ⑥ 市町村文書管理者会議「**公文書管理を島ぐるみで考える会（仮称）**」の設置を検討する。

未達成

# 取り組み① シンポジウム & 報告書作成

## 市町村公文書管理シンポジウム

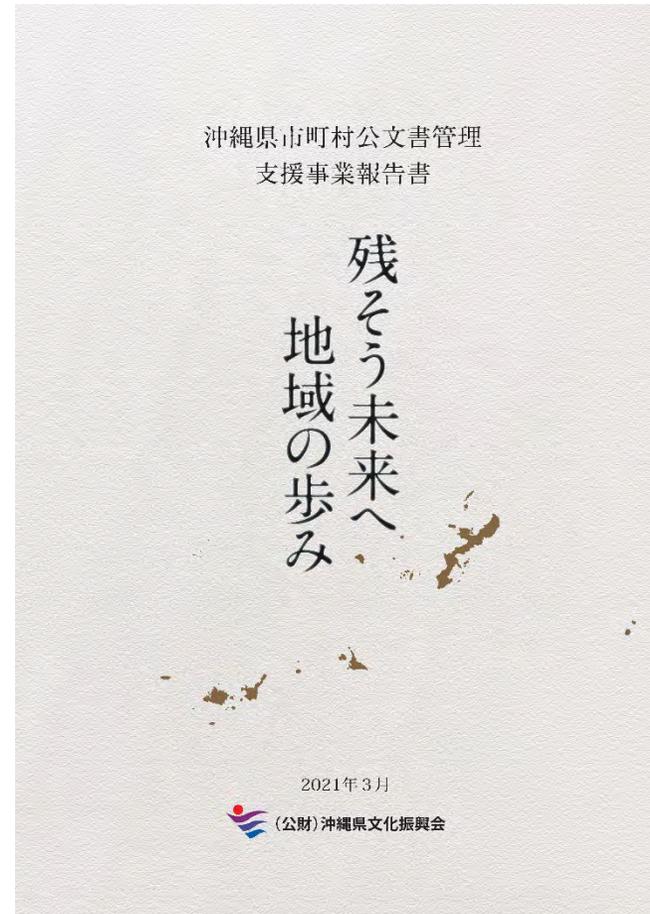


【2020年2月 那覇市】



【同上】

## 沖縄県市町村公文書管理支援事業報告書



【2021年3月】

### 第1章市町村公文書管理実態

1. 各市町村の公文書管理ルール of 分析
2. アンケート調査結果のまとめ
3. 県内市町村における公文書管理・アーカイブズの課題と改善策のまとめ

### 第2章「市町村公文書管理シンポジウム」報告

1. シンポジウム
2. 基調講演：公文書管理法の求める自治体の公文書管理
3. 講演：地域の歴史と公文書管理
4. 報告：市町村文書管理アンケート調査結果について

### 第3章スマートアーカイブズのすすめ

(ミニマムモデル)

### 第4章資料編

1. 公文書管理法と県内地方自治体の公文書管理ルールの比較
2. アンケート調査

# 取り組み② 出前講座 & 個別相談

## 公文書管理に関する

今、国や地方自治体の公文書管理のあり方が問われています。果たせていますか？現在、そして未来の住民への説明責任。

【主な講義内容】

- 公文書管理法の概要
- 公文書管理条例の必要性
- 公文書管理の基本
- 地域の歴史と公文書管理

出前講座

無料

【派遣講師】 沖縄県公文書館 認証アーキビスト 仲本 和彦  
 【費用】 無料  
 【申込方法】 ● 裏面の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、原則として1ヶ月前までに下記申込先へFAX又はメールで送付してください。  
 【申込及び実施期間】 令和3年4月～令和4年3月  
 【講義時間】 質疑応答を含めて90分程度。（※ご相談に応じます。）  
 【会場】 県内のご希望の場所、またはオンライン  
 【その他】 ● 会場の確保、会場設営、受講者の募集等は申込者でお願いします。  
 ● 何名からでもお受けします。  
 ● 新型コロナウイルス感染防止対策として**オンライン講座**も可能です。

【趣旨】 公文書管理法は、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と位置付けました。さらに公文書管理の目的を「現在及び将来の国民に対し説明責任を果たす」としました。「現在の国民に対する説明責任」とは情報公開、「将来の国民に対する説明責任」とは公文書による歴史の継承を意味します。その上で自治体に対して国と同様の施策を講ずるよう求めています。先の大戦で沖縄県内の市町村は戦前までの記録のほとんどを消失し、戦後も米国統治という稀な経験をするなど、歴史を残すことは私たちにとって特別な意味を持ちます。しかしながら、行政のあらゆる営みを記録し、残していくことはそう容易いことではありません。文書管理担当者だけでなく、**首長をはじめ部課長、一般職員まで**全庁的な理解と協力が不可欠です。なぜ公文書管理は重要なのか、歴史として残すために公文書はどのように保存すれば良いのか——自治体の公文書管理のあるべき姿についてお話します。

首長、管理職、文書管理担当者、一般職員向け

**申込・問合せ先** (公財) 沖縄県文化振興会 公文書管理課 市町村支援事業担当

FAX: 098-888-3879 TEL: 098-888-3875 rec.support@archives.pref.okinawa.jp  
 月～金(祝日・年末年始除く) 9時～17時 申込書はコチラから



【2020年10月 今帰仁村役場】



【2020年10月 嘉手納町役場】



【2021年4月 北谷町役場】



【2021年10月 渡名喜村役場】

出前講座チラシ

